

議員提出議案第4号

守口市の施設における国旗の掲揚に関する条例案

守口市の施設における国旗の掲揚に関する条例を、次のように制定する。

平成24年4月26日提出

守口市議会議員	竹	内	太 司 朗
同	甲	斐	礼 子
同	江	端	将 哲

記

守口市の施設における国旗の掲揚に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、市の施設における国旗の掲揚について定めることにより、市民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市の施設」とは、市の教育委員会の所管に属する学校の施設その他の市の事務又は事業の用に供している施設（市以外の者の所有する建物に所在する施設及び市の職員の在勤する公署でない施設を除く。）をいう。

(国旗の掲揚)

第3条 市の施設においては、その執務時間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設にあっては、市民の利用に供する時間）において、その利用者の見やすい場所に国旗を掲げるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。